

第 2 回石川町農業委員会総会議事録

1 招集年月日 令和 3 年 2 月 1 5 日 (月) 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 議場

3 報告

(1) 報告第 1 号

時効取得を原因とする農地の所有権移転についての件

4 議案

(1) 議案第 8 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(2) 議案第 9 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(3) 議案第 1 0 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定の件

(4) 議案第 1 1 号

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件

(5) 議案第 1 2 号

荒廃地に係る非農地判断に対する意見決定の件

出席委員

農業委員 9名

1番 佐川 修一 2番 根本 常和 3番 近内 貞夫
4番 金沢 和則 5番 芳賀 正幸 6番 緑川 一男
7番 緑川 喜友 8番 仲田 昌勝 9番 遠藤 武重

農地利用最適化推進委員 3名

11番 根本 浩一 13番 円谷 和司 14番 近内 壽夫
ほかの農地利用最適化推進委員についてはコロナ対策のため参集
せず。

欠席委員 なし

事務局 事務局長 武藤 伝
農地管理係長 三瓶 桂治
書記 矢内 康裕

- ・議 長 本日の出席は12名です。定足数に達しておりますので、只今より第2回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、7番 緑川 喜友委員 8番 仲田 昌勝委員を指名いたします。

(1) 報告第1号

- ・議 長 最初に報告第1号時効取得を原因とする農地の所有権移転について議題とします。それでは事務局の報告を求めます。

- ・事務局長 (報告朗読)

本件は令和2年12月28日付で福島地方法務局白河支局より時効取得を原因とする所有権移転の登記が行われた旨の通知を受けましたことから、時効取得の要件を備えているかについて調査したものでございます。

なお、今回の通知は登記完了後の通知となります。

本件の当該農地は県道のバイパス工事に伴い、県中建設事務所の指示の下進められております。

調査した結果、当該農地は20年以上所有の意思を持って平穏かつ公然に占有を継続してきたものでありますので取得時効完成要件を備えているものと判断し、問題ないものと思われまます。

- ・議 長 只今報告ありました時効取得を原因とする農地の所有権移転について、何かご質問等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 ないようですので報告を終わります。
-

(1) 議案第8号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

- ・議 長 それでは議事に入ります。議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

農地法第3条第1項番号1から3につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

(詳細に説明)

・議長 農地法第3条第1項番号1を調査されました根本浩一委員に報告を求めます。

・根本浩一委員 農地法第3条1項1番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇との件を調査した結果を報告いたします。

去る2月6日午前9時より、代理人の〇〇〇〇は欠席。〇〇〇〇と私の2人で現場を確認しました。

場所は〇〇〇〇〇〇〇〇を〇〇〇〇〇〇〇〇に向かい、〇〇〇〇〇〇〇〇を左折し、500m程行って右折し50m付近の畑、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇とそこから100m直進の左側〇〇〇〇〇〇〇〇です。

権利を移転しようとする理由として譲受人の〇〇〇〇は現地の隣接地で果樹園を営んでおり、農地拡張によりこの土地での耕作には問題ありません。〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇においても水田として耕作が行えるような状態での譲受なので問題あるとは思えません。

以上、調査した結果この案件は問題ありませんので、皆様方のご審議よろしく申し上げます。

・議長 審議に入る前に議案第8号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件について〇〇〇〇は譲受人ですので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限により、退席を求めます。

(〇〇〇〇退席)

・議長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 異議のないものと認め、議案第8号 農地法第3条第1項番号1について承認するものと決定いたします。〇〇〇〇の入室を認めます。

(〇〇〇〇入室)

続きまして、農地法第3条第1項番号2を調査されました佐川修一委員に報告を求めます。

・佐川修一委員 農地法第3条第1項番号2の所有権移転について調査した結果を報告し

ます。

調査日が令和3年2月7日午前8時より、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、最適化推進委員郷義郎氏と私の4名で〇〇〇〇〇〇〇〇の地目畑84㎡を調査しました。

場所は〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇へ200m程の左側の道路奥にあります。

申請理由としまして、当該農地は譲渡人の〇〇〇〇が耕作している主なほ場から離れており、なお面積が84㎡と小さく耕作するには非常に悪い条件になります。一方譲受人の〇〇〇〇の耕作している農地は、自宅の前にあり申請のうちに隣接しているため耕作条件が最適と考えます。今後周辺農地に悪い影響を与えることもなく、耕作していけるものと確信しております。

以上、調査した結果この案件は問題ありませんので、皆様方の審議よろしくをお願いします。

・議長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号2の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 異議のないものと認め、議案第8号 農地法第3条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

続きまして、農地法第3条第1項番号3を調査されました緑川喜友委員に報告を求めます。

・緑川喜友委員 農地法第3条第1項3番の所有権移転の件を調査した結果を報告します。

調査は令和3年2月9日午前9時30分より現地にて行いました。立会人は譲受人の〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、譲渡人の〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏、役場より武藤事務局長、三瓶係長、矢内主事と最適化推進委員の矢内常男氏と私の7人で調査しました。

申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇の2筆です。場所は〇〇〇〇〇〇〇〇より100m東に行き左折し1.4km進み再度左折し800m行ったところにあります。

譲渡人は30年ほど前に和牛を飼っており、当該地を採草や放牧地として造成し利用していましたが、今は和牛飼育もやめており利用していない

ので所有権の移転を申請しました。地積は9,650㎡であります。

譲受人は現在、〇〇〇〇〇〇〇〇で約8haの面積で作業を受託してブロッコリー栽培に関わっておりますが、今回の申請地を取得し新規就農して、自作にて栽培したいとのことです。

今回の申請地は林に囲まれており農地に隣接していないため、周囲に影響を及ぼすことは無いと思われまます。

以上調査した結果、問題はありませんので皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

- ・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号3の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第8号 農地法第3条第1項番号3について承認するものと決定いたします。

(2) 議案第9号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

- ・議 長 続いて議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

農地法第5条第1項番号1についてですが事業計画者は一般住宅建築及び宅地進入路設置を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地です。

農地法第5条第1項番号2についてですが事業計画者は看板設置を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地です。

- ・議 長 農地法第5条第1項の規定による許可申請番号1を調査した根本常和委員に報告を求めます。

- ・根本常和委員 農地法第5条第1項の1番の件を調査した結果を報告いたします。

去る1月6日午後1時30分より、事務局武藤事務局長、三瓶係長、〇〇〇〇、最適化推進委員の根本浩一さんと私の5人で現場を確認しました。

あり周囲に与える障害は無いものと思われます。

以上調査した結果この案件は特に問題が無いと認められますので、委員の皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

- ・議 長 審議に入る前に議案第9号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件について〇〇〇〇は譲渡人ですので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限により、退席を求めます。

(〇〇〇〇退席)

- ・議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号2の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第9号 農地法第5条第1項番号2について承認するものと決定いたします。近内委員の入室を認めます。

(〇〇〇〇入室)

(3) 議案第10号

農地法第5条1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定の件

- ・議 長 続いて議案第10号 農地法第5条1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定の件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

本件は、県道バイパス工事の一時転用の期間変更の内容になります。

理由としましては、地質調査を行いながら工事を進めておりましたが、地質の状況により増工となり当初の予定よりも工事が遅れているものです。そのため令和3年3月31日までだったものが令和3年9月30日までに変更する申請となっております。実施状況につきましては現在70%の進捗率です。

- ・議 長 只今説明のありました農地法第5条1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第10号 農地法第5条1項の規定による

許可後の事業計画変更申請に対する意見決定の件については承認するものと決定いたします。

(4) 議案第11号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件

・議長 次に議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件を議題といたします。事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

・議長 只今説明のあった農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 異議のないものと認め、議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件については承認するものと決定いたします。

(5) 議案第12号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件

・議長 次に議案第12号 荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

・議長 只今説明のありました荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、一括で審議することに何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 それでは荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、何かご意見等ございませんか。決定についてご意見等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

・議長 異議のないものと認め、議案第7号荒廃農地に係る非農地判断に対する

意見決定の件について番号1から番号104を一括して承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後2時13分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和3年2月15日

石川町農業委員会

石川町農業委員長 _____

議事録署名人 _____ 7番

_____ 8番